ＦＩＴ制度への的確対応を！

木質バイオマス認定事業者セミナー2026（復命書）

1．　目　的　：　平成 24 年７月より「再生可能エネルギーの固定買取制度」（FIT 制度）が施行され、本会では林野庁ガイドラインに準拠し「自主行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、「関連組合員」の業務円滑化に対応してきた。近年では、木質バイオマスのライフサイクル GHG に対応するため、令和６年４月に林野庁ガイドラインが改正され、令和７年４月に県木連要領を改正した。本研修会では、認定事業者の責務を再確認するとともに、要領改正後の認定制度の的確運用について理解促進をはかった。

2．日時･会場　：　令和８年 11 月 17 日（火）　14：00 ～ 15：30
ふじさんめっせ　会議室兼小展示場（富士市柳島 189-8）

3．参加者　：　**合計 65 名**（別添「受講者名簿」参照）
≪内訳≫ 認定事業者 63 名、静岡県木材協同組合連合会２名

4．内　容　：　司会／静岡県木材協同組合連合会　新木信吾

主催者挨拶　**静岡県木材協同組合連合会　専務理事　藪崎公一郎**　（14：00～14：10）
今回のセミナーは、制度運用の基本的なルール及び、令和７年４月に改正した県木連要領に基づく「ライフサイクル GHG に係る情報伝達の実務」に加え、林野庁のガイドラインの変更点なども踏まえて研修を実施する。内容をご理解いただき、適切な運用に務めていただきたい。

講　座 ①　：**「発電利用に供する木質バイオマスの証明」における事業者認定制度の運用について**
説明 ／ 静岡県木材協同組合連合会　業務課長　新木信吾（14：10 ～ 14：50）

- FIT 制度により、電力会社が発電所から買い取る電気は「固定価格」で買い取りされ、最終的に、すべての電気利用者が「再生エネルギー賦課金」として負担する仕組みとなっている。このため、調達価格区分に応じた分別管理や書類管理、証明書の発行等について、適切かつ厳格な運用が求められる。
- 県木連要領に基づく由来の適用範囲は、①「間伐材等由来の木質バイオマス」、②「一般木質バイオマス」、③「その他のバイオマス」である。区分については、資料(スライド番号６）「判断フロー」を参考に、まずは、廃棄物に該当するか否かを判断してもらいたい。
- 令和８年４月の林野庁ガイドライン改正により、伐採段階の証明では由来を証明するための書類を添付することが必要となった。
- 証明書発行のポイントが資料(スライド番号 14-15)のとおり４つ紹介され、特に林野庁ガイドライン改正により、証明書の発行は「交付を受けた証明書と交付する証明書相互間を連鎖させることにより行う」とされ、納入ごとの証明から、納品先に納入するまでに、仕入先から証明を受け取っていれば、納品先に証明が可能となった。
- 証明書は整理のうえ、最低５年間は保管が必要であり、電子保管も可能である。
- 分別管理のポイントは表示看板の設置を行う等、第３者からみて、分別管理されていることが明らかな状態にしておくことである。
- 県木連要領の改正により、令和８年１月以降の「配置状況およびフロー図、管理方針」の変更については、認定申請書を再度提出し、審査委員会の審査により変更の可否を決定することとし、変更に係る認定手数料がかかることを留意していただきたい。
- Q&A で基本的な運用実務に関して確認した後、適切に運用いただくようお願いした。

講　座②　：**「発電利用に供する木質バイオマスの証明」におけるGHG情報の伝達について**
説明 ／ 静岡県木材協同組合連合会　専務理事　藪崎公一郎（14：50 ～ 15：30）

- 令和６年に林野庁ガイドラインが改正され、GHG基準が適用される木質バイオマス発電所に対し木質バイオマスを供給する素材生産業者、チップ製造業者、ペレット製造業者等は、証明書にGHG関連情報（原料区分、トラック最大積載量、輸送距離等）を追記することとなった。これを受け、県木連要領を令和７年４月に改正し、GHG情報伝達に関するルールを規定した。
- GHG基準が適用される木質バイオマス発電所は、「令和４（2022）年度以降の新規案件・FIT/FIP制度の1,000ｋW以上の事業計画認定された発電所」および「令和３（2021）年度までの既認定案件・1,000ｋW以上であって令和４（2022）年度以降に燃料調達計画変更の認定を受けた発電所」である。GHG情報伝達にあたっては、GHG情報が必要な発電所かどうか確認し、情報を記載するか省略するかを判断すること。
- 具体的な伝達情報について、伐採段階では「原料区分（林地残材等、その他伐採木）・原料輸送区分（輸送方法、輸送距離）」を伝達し、加工・流通段階では「伐採段階の情報（原料区分、原料輸送区分、構成比）・加工区分（チップ加工、ペレット加工）・製品輸送区分（輸送方法、輸送距離）」を伝達する。
- GHG情報の記載について、「素材生産事業者・原木流通事業者」、「加工事業者・製品流通事業者」の段階において、参加者に考えていただきながら、正解を解説した。原料輸送区分について、複数の輸送方法によるものをひとまとめにする場合は、低いトン数にまとめ、複数の輸送距離によるものをひとまとめにする場合は、距離が長い方のkm数にまとめること。
- 証明書の記載と分別管理の優先順位について、１位が木質バイオマスの区分（間伐等由来、一般木質、その他）、２位がGHG情報の原料区分（林地残材等、その他伐採木、製材等端材）、３位がGHG情報の原料輸送区分（輸送方法、輸送距離それぞれで分別）である。

5. ｱﾝｹｰﾄ　：　対象者63名、回収率60名（95.2%）

7. 写　真





